

## 一括再委託の禁止について

委託契約における入札、契約の適正性および履行品質確保の観点から下記のとおり委託契約約款を改正し一括再委託を禁止する。

### 記

#### 1 委託契約約款の改正

以下の条を追加し一括再委託を禁止する。平成 24 年度契約案件から適用する。

##### (一括再委託の禁止)

乙は、この契約に係る履行の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、緊急その他真にやむを得ない事情により再委託する必要があると認められた場合はこの限りではない。

#### 2 一括再委託の定義

契約の履行の全部または主要な部分を一括して他の者に委託すること

#### 3 「主要な部分を一括して第三者に委託させること」の判断

次の各号に定める基準のいずれかに該当すると認められるときは、一括再委託に該当するものと判断する。

##### (1) 契約金額による判定

契約金額の 5 割以上に相当する業務部分を再委託しようとするとき。

##### (2) 履行内容による判定

主要業務を再委託しようとするとき。

再委託範囲	契約金額の 5 割相当未満の業務	契約金額の 5 割相当以上の業務
主要業務	一括再委託※1※2	一括再委託※1※2
周辺業務	再委託可能	一括再委託※2

※ ただし、緊急その他真にやむを得ない事情により再委託する必要があると認められた場合はこの限りではない。

※1 例えば、主要業務が「建物清掃」である施設清掃委託を、当該営業種目登録事業者が受託した場合に、受託内容が自らの主たる営業種目であるにも関わらず、同じく「建物清掃」を営業種目とする第三者に再委託する場合は該当する。

※2 ただし、複数業種を含む複合業務等を受託した場合、個別の一部業務を第三者に再委託することは、一括再委託には該当しない。(建物総合管理やシステム開発等が該当)

#### 4 一括再委託にあたる例

- (1) 一括して全てを他の者へ再委託するとき。
- (2) 作業の一部は自らが実施するが、履行の大部分または主要な部分を再委託するとき。
- (3) 作業を細分化して複数の者に再委託し、自らは契約の履行場所に常駐していないため、実際に直接に指揮、監督または検査等を実施していると認められないとき。

#### 5 一括再委託にあたらぬ例

- (1) 自らが直接作業に従事するとき。
- (2) 一部を再委託するが、履行の大部分または主要業務は自らが作業を実施するとき。
- (3) 多数の業種を含む業務を一括した複合業務の受託に際し、自ら実施できない業務について他の者へ再委託するとき。
- (4) 作業を細分化して複数の者に再委託するが、自らも再委託の相手方それぞれの作業実施について、履行場所に常駐のうえ指揮、監督または検査等を行うことで、作業の実施に直接関与するとき。
- (5) 自らが直接作業を行っていたが、緊急その他真にやむを得ない事情により再委託する必要がある、これが認められた場合。

#### 6 大規模案件への対応

年間を通じた委託契約案件のうち大規模案件は、「委託業務の品質確保に関する特記事項」の対象案件とし「履行体制チェックシート」の提出を受託者に求める。チェックシートは一括再委託の有無に関する確認事項を含んでいる。シート提出時に記載内容についてヒアリングを行い内容を確認する。

ヒアリング内容に疑義が生じた場合は、特記事項に基づき区は受託者から関係資料の提出を求め確認を行うことができる。

##### 対象案件

- (1) 建物の清掃等の総合管理委託で、予算価格が1千万円以上の入札案件
- (2) 電気・暖冷房等の設備保守委託で、予算価格が1千万円以上の入札案件
- (3) プールの安全管理委託案件
- (4) 道路・公園管理委託で、予算価格が1千万円以上の入札案件

#### 7 既存の特記事項および各契約で定める仕様事項との関係

「個人情報の保護および管理に関する特記事項」または「受託情報の取扱いに関する特記事項」が含まれる契約は、従来どおり特記事項記載事項が適用されるため、許可なき再委託全般が禁止される。

また、各契約の仕様書上に再委託に関する事項の記載がある場合は、仕様書記載事項が適用される。